

資料4

(H28.12.8資料)

各都道府県のパソコン、パネルの使用等の概要について

- 1 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について
- 2 質問時のパネル等の使用と資料の配布について

1 議場・委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について

<議場におけるパソコン・タブレットの使用について>

認めている	2 県
認めていない	3 6 県
事例なし	9 県 (京都府含む)
合 計	4 7 県

<議場において使用を認めている場合について>

	認めている機器	使用目的	禁止事項
三重県	タブレット スマホ	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索、 メモ作成	メール、SNS、音声を出さないこと
大阪府	パソコン タブレット	原稿・資料の閲覧、 メモ作成	インターネット検索、メール、音声を出さないこと

<委員会室におけるパソコン・タブレットの使用について>

認めている	1 0 県
認めていない	2 5 県
事例なし	1 2 県 (京都府含む)
合 計	4 7 県

1 議場・委員会室におけるパソコン・タブレット の使用について

<委員会室において使用を認めている場合について>

	認めている機器	使用目的	禁止事項
宮城県	パソコン	メモ作成	記録用以外
茨城県	パソコン タブレット スマホ	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索、 メモ作成	メール、撮影
群馬県	タブレット	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索	メール、音声を出さないこと
三重県	タブレット スマホ	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索、 メモ作成	メール、SNS、音声を出さないこと
福井県	パソコン タブレット スマホ	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索	通話、メール、SNS、 ワープロ、撮影
大阪府	パソコン タブレット	原稿・資料の閲覧、 メモ作成	インターネット検索、 メール、音声を出さないこと
奈良県	タブレット スマホ	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索	音声を出さないこと
滋賀県	タブレット スマホ	原稿・資料の閲覧、 インターネット検索、 スケジュール確認	音声を出さないこと
高知県	パソコン タブレット スマホ	使用目的の制限なし	音声を出さないこと、 審議の妨害にならないこと
長崎県	パソコン タブレット スマホ	審議に必要な目的のため	審議の妨害にならないこと

2 質問時のパネル等の使用と資料の配付について

<議場におけるパネル・フリップの使用について>

認めている	36県（京都府含む）
認めていない	9県
事例なし	2県
合計	47県

<議場における資料の配付について>

認めている	17県
認めていない	19県
事例なし	11県（京都府含む）
合計	47県

<委員会室におけるパネル・フリップの使用について>

認めている	31県（京都府含む）
認めていない	1県
事例なし	15県
合計	47県

<委員会室における資料の配付について>

認めている	29県（京都府含む）
認めていない	2県
事例なし	16県
合計	47県